

委員会提出議案第2号

日高市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり日高市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年12月12日提出

日高市議会議長 鈴木 健 夫 様

日高市議会運営委員会

提出者

委員長 加 藤 大 輔

提 案 理 由

議会における手続について情報通信技術を活用した方法により行うこと、またオンラインによる方法により委員会等を開催することを可能とするために必要となる共通の事項を定めるほか、文言等の整理を行いたいので、この案を提出するものである。

別紙

日高市議会会議規則の一部を改正する規則

日高市議会会議規則（平成4年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 懲罰（第160条—第165条）」を「第6章 懲罰（第160条—第165条）」を
第7章 協議又は調整を行
165条）
に、「第7章」を「第8章」に、「第166
うための場（第166条・第166条の2）」
条」を「第167条」に、「第8章」を「第9章」に、「第167条」を「第168条—第
170条」に改める。

第3条中「また」を「、また」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条第3項中「電鈴」を「号鈴」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第10条第3項中「必要」を「必要がある」に改める。

第15条中「再び」を「、再び」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第20条及び第21条の見出し中「議事日程」を「日程」に改める。

第24条の見出し中「議事日程」を「日程」に改め、同条第1項中「議事が」を「議事を」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票を備え付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第31条第1項中「宣言した」を「宣告した」に改め、同条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第37条第2項中「前項の規定にかかわらず、委員会が提出した」を「委員会提出の」に改め、同条第3項中「前2項における」を「第1項に規定する」に、「第1

項」を「同項の規定」に改める。

第38条中「まって」を「待って」に改める。

第39条の見出し中「の報告及び少数意見者」を「及び少数意見」に改め、同条第1項中「ついで」を「次いで」に改める。

第44条第2項中「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第51条第1項中「議員は」を「者は」に改め、同条第4項中「議員が」を「者が」に改める。

第52条の見出し中「議員の」を「者の」に改め、同条第1項中「議員は」を「者は」に、「議員がすべて」を「者が全て」に改め、同条第2項中「議員が」を「者が」に改め、「、自己の議席番号を告げ」を削り、同条第3項中「議員から」を「者から」に改める。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「発言」を「、発言」に改める。

第71条第2項及び第72条第1項中「5人」を「3人」に改める。

第75条中「第31条」を「第31条第1項から第3項まで」に改める。

第78条第2項ただし書中「5人」を「3人」に、同条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第81条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第87条中「、印刷して」を削る。

第2章第1節中第95条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第95条の2 この章における出席委員には、日高市議会委員会条例（平成4年条例第16号。以下「委員会条例」という。）第15条の2の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第101条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第115条中「すべて」を「全て」に、「発言することは」を「発言することが」に改める。

第117条第1項中「すべて」を「全て」に、同条第2項中「従わなかった」を「従わない」に改める。

第118条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、委員会条例第15条の2の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第119条に次の1項を加える。

2 委員会条例第15条の2の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第130条に次のただし書を加える。

ただし、委員会条例第15条の2の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第135条中「第31条」を「第31条第1項から第3項まで」に改める。

第138条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第139条第2項中「所在地及び名称」を「名称及び所在地」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第141条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第141条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第141条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第142条に次の2項を加える。

3 前項の場合において、委員会条例第15条の2の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第143条第1項中「意見を付け、」を削り、同条第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第144条中「これを請求」を「、これを請求」に改める。

第145条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第150条を次のように改める。

(決定の通知)

第150条 第148条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第152条中「外とう、えり巻、つえ、かさ、写真機及び録音機」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第156条の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 何人も、議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

第157条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「、新聞紙、文書等の印刷物を」を「等を」に改める。

第159条中「すべて」を「全て」に改める。

第161条中「議決することは」を「議決することが」に改め、第6章中同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第167条を第170条とし、第8章中同条の前に次の2条を加え、同章を第9章とする。

(電子情報処理組織による通知等)

第168条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第67条、第87条、第140条第1項及び第141条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう

。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第169条 この規則の規定（第28条第1項（第75条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第7章中第166条を第167条とし、同章を第8章とする。

第6章の次に次の1章を加える。

第7章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第166条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

（協議等の場の開催方法の特例）

第166条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例第15条の2の規定の例による。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第166条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議会の運営及び市政の重要事項に関し協議又は調整を行うため	全議員	議長
代表者会議	会派間の意見調整その他議会運営上必要と認める事項に関し協議又は調整を行うため	議長、副議長及び各会派の代表者	

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

日高市議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表（参考資料）

改 正 案	現 行
目次 第1章～第5章 略 <u>第6章 懲罰（第160条―第165条）</u> <u>第7章 協議又は調整を行うための場（第166条・166条の2）</u> <u>第8章 議員の派遣（第167条）</u> <u>第9章 補則（第168条―170条）</u> 附則 第1章 会議 第1節 総則 （宿所又は連絡所の届出） 第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、<u>また</u>同様とする。 （会期中の閉会） 第7条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 （会議時間） 第9条 略 2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</u> <u>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u> <u>4 会議の開始は、号鈴で報ずる。</u> （休会） 第10条 略 2 略 3 議長が特に<u>必要がある</u>と認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。 4 略	目次 第1章～第5章 略 <u>第6章 懲罰（第160条―第165条）</u> <u>第7章 議員の派遣（第166条）</u> <u>第8章 補則（第167条）</u> 附則 第1章 会議 第1節 総則 （宿所又は連絡所の届出） 第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも<u>また</u>同様とする。 （会期中の閉会） 第7条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 （会議時間） 第9条 略 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。 <u>3 会議の開始は、電鈴で報ずる。</u> （休会） 第10条 略 2 略 3 議長が特に<u>必要</u>と認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。 4 略

第2節 議案及び動議 (一事不再議) 第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、<u>再び</u>提出することができない。 (事件の撤回又は訂正及び動議の撤回) 第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u> 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。 3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>許可</u>を求めようとするときは、委員会の<u>許可</u>を得て委員長から請求しなければならない。 第3節 議事日程 (<u>日程</u>の作成及び配布) 第20条 略 (<u>日程</u>の順序変更及び追加) 第21条 略 (<u>日程</u>の終了及び延会) 第24条 議事日程に記載した事件の<u>議事</u>を終わったときは、議長は、散会を宣告する。 2 略 第4節 選挙 (投票) 第29条 議員は、<u>議長の指示に従って</u>、順次、<u>投票する</u>。 (開票及び投票の効力) 第31条 議長は、開票を<u>宣告</u>した後、3人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。 2 略	第2節 議案及び動議 (一事不再議) 第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は<u>再び</u>提出することができない。 (事件の撤回又は訂正及び動議の撤回) 第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>議会の承認を要する。</u> 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。 3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>承認</u>を求めようとするときは、委員会の<u>承認</u>を得て委員長から請求しなければならない。 第3節 議事日程 (<u>議事日程</u>の作成及び配布) 第20条 略 (<u>議事日程</u>の順序変更及び追加) 第21条 略 (<u>議事日程</u>の終了及び延会) 第24条 議事日程に記載した事件の<u>議事</u>が終わったときは、議長は、散会を宣告する。 2 略 第4節 選挙 (投票) 第29条 議員は、<u>職員の点呼に応じて</u>、順次、<u>投票を備え付けの投票箱に投入する</u>。 (開票及び投票の効力) 第31条 議長は、開票を<u>宣言</u>した後、3人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。 2 略
--	--

3 略 4 <u>投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u> — 第5節 議事 (議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第37条 略 2 <u>委員会提出の議案は、委員会に付託しない。</u>ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。 3 <u>第1項に規定する提出者の説明及び同項の規定における委員会の付託は、討論を用い</u>ないで会議に諮って省略することができる。 (付託事件を議題とする時期) 第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を<u>待って</u>議題とする。 (委員長及び少数意見の報告) 第39条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、<u>次いで</u>少数意見者が少数意見の報告をする。 2 略 3 略 4 略 (委員会の審査又は調査期限) 第44条 略 2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、<u>議会</u>において審議することができる。 (委員会の中間報告) 第45条 略 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、<u>議会の承認を得て</u>、中間報告をすることができる。	3 略 第5節 議事 (議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第37条 略 2 <u>前項の規定にかかわらず、委員会が提出した議案は、委員会に付託しない。</u>ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。 3 <u>前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用い</u>ないで会議に諮って省略することができる。 (付託事件を議題とする時期) 第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を<u>まって</u>議題とする。 (委員長の報告及び少数意見者の報告) 第39条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、<u>ついで</u>少数意見者が少数意見の報告をする。 2 略 3 略 4 略 (委員会の審査又は調査期限) 第44条 略 2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、<u>会議</u>において審議することができる。 (委員会の中間報告) 第45条 略 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。
---	--

。 第7節 発言 (発言の許可等) 第50条 発言は、<u>全て</u>議長の許可を得た後、登壇又は議席において起立して、これをしなければならない。 2 略 (発言の通告及び順序) 第51条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。 2 略 3 略 4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。 (発言の通告をしない者の発言) 第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が<u>全て</u>発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。 2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、挙手して「議長」と呼び、議長の許可を得なければならない。 3 2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認める者から指名する。 (発言内容の制限) 第55条 発言は、<u>全て</u>簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、<u>発言</u>を禁止することができる。 3 略 第8節 表決 (起立による表決)	第7節 発言 (発言の許可等) 第50条 発言は、<u>すべて</u>議長の許可を得た後、登壇又は議席において起立して、これをしなければならない。 2 略 (発言の通告及び順序) 第51条 会議において発言しようとする議員は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。 2 略 3 略 4 発言の通告をした議員が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。 (発言を通告しない議員の発言) 第52条 発言の通告をしない議員は、通告した議員が<u>すべて</u>発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。 2 発言の通告をしない議員が発言しようとするときは、挙手して「議長」と呼び、<u>自己の議席番号を告げ</u>、議長の許可を得なければならない。 3 2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認める議員から指名する。 (発言内容の制限) 第55条 発言は、<u>すべて</u>簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は<u>発言</u>を禁止することができる。 3 略 第8節 表決 (起立による表決)
---	--

第71条 略 2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員<u>3人</u>以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。 (投票による表決) 第72条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員<u>3人</u>以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。 2 略 (選挙規定の準用) 第75条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条、第28条、第29条、第30条、<u>第31条第1項から第3項まで</u>、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。 (表決の順序) 第78条 略 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員<u>3人</u>以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。 3 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を採る。 第9節 公聴会及び参考人 (公述人の決定) 第81条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>前条の規定によりあらかじめ</u>申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。 2 略 (会議録の配布) 第87条 会議録は、議員及び関係者に配布する。	第71条 略 2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員<u>5人</u>以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。 (投票による表決) 第72条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員<u>5人</u>以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。 2 略 (選挙規定の準用) 第75条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条、第28条、第29条、第30条、<u>第31条</u>、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。 (表決の順序) 第78条 略 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員<u>5人</u>以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。 3 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を採る。 第9節 公聴会及び参考人 (公述人の決定) 第81条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>あらかじめ文書で</u>申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。 2 略 (会議録の配布) 第87条 会議録は、<u>印刷して</u>、議員及び関係者に配布する。
--	--

第2章 委員会
第1節 総則

(出席委員に関する措置)

第95条の2 この章における出席委員には、日高市議会委員会条例（平成4年条例第16号。以下「委員会条例」という。）第15条の2の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第2節 審査

(動議の撤回)

第101条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第4節 発言

(発言の許可)

第115条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第117条 発言は全て、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

- 2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

(委員外議員の発言)

第118条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員（以下この条において「委員外議員」という。）に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

- 2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

第2章 委員会
第1節 総則

第2節 審査

(動議の撤回)

第101条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

第4節 発言

(発言の許可)

第115条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することはできない。

(発言内容の制限)

第117条 発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

- 2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わなかった場合は発言を禁止することができる。

(委員外議員の発言)

第118条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

- 2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

<u>3 前2項の場合において、委員会条例第15条の2の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。</u> <u>4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u> (委員長の発言) 第119条 略 <u>2 委員会条例第15条の2の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。</u> 第6節 表決 (不在委員) 第130条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。<u>ただし、委員会条例第15条の2の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</u> (選挙規定の準用) 第135条 記名投票、又は無記名投票を行う場合には、第28条、第29条、第30条、<u>第31条第1項から第3項まで及び第32条第1項の規定を準用する。</u> (表決の順序) 第138条 略 2 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を採る。 第3章 請願 (請願書の記載事項等) 第139条 略 2 請願者が法人のときは、邦文を用いて、請	(委員長の発言) 第119条 略 第6節 表決 (不在委員) 第130条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。 (選挙規定の準用) 第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条、第29条、第30条、<u>第31条及び第32条第1項の規定を準用する。</u> (表決の順序) 第138条 略 2 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を採る。 第3章 請願 (請願書の記載事項等) 第139条 略 2 請願者が法人のときは、邦文を用いて、請
--	---

願の趣旨、提出年月日並びに法人の<u>名称及び所在地</u>を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。 3 略 4 略 5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の<u>許可</u>を得なければならない。 6 <u>議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u> （請願の委員会付託） 第141条 議長は請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。<u>ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u> 2 <u>委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。</u> 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。 （紹介議員の委員会出席） 第142条 略 2 略 3 <u>前項の場合において、委員会条例第15条の2の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。</u> 4 <u>前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u> （請願の審査報告） 第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。 (1) 採択すべきもの	願の趣旨、提出年月日並びに法人の<u>所在地及び名称</u>を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。 3 略 4 略 5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の<u>承認</u>を得なければならない。 （請願の委員会付託） 第141条 議長は請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。<u>ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。</u> 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。 （紹介議員の委員会出席） 第142条 略 2 略 （請願の審査報告） 第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により<u>意見を付け</u>、議長に報告しなければならない。 (1) 採択すべきもの
---	---

(2) 不採択とすべきもの <u>2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。</u> <u>3 略</u> (請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求) 第144条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することにしたものについては、<u>これを請求</u>しなければならない。 (陳情書の処理) 第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。 第4章 辞職及び資格の決定 (決定の通知) 第150条 <u>第148条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u> 第5章 規律 (携帯品) 第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、<u>コート、マフラー、傘の類</u>を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。</u> (新聞紙等の閲読禁止等) 第156条 略 <u>2 何人も、議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。</u>	(2) 不採択とすべきもの <u>2 略</u> (請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求) 第144条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することにしたものについては<u>これを請求</u>しなければならない。 (陳情書の処理) 第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、<u>その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。</u> 第4章 辞職及び資格の決定 (決定書の交付) 第150条 <u>議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについては、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。</u> 第5章 規律 (携帯品) 第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、<u>外とう、えり巻、つえ、かさ、写真機及び録音機</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>議長の許可を得たときは、この限りでない。</u> (新聞紙等の閲読禁止) 第156条 略
---	--

(資料等の配布許可) 第157条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。 (議長の秩序保持権) 第159条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。 第6章 懲罰 (懲罰動議の審査) 第161条 懲罰については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。 (代理弁明) 第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。 第7章 協議又は調整を行うための場 (協議又は調整を行うための場) 第166条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。 2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。 (協議等の場の開催方法の特例) 第166条の2 前条の協議等の場については、大	(資料等印刷物の配布許可) 第157条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。 (議長の秩序保持権) 第159条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。 第6章 懲罰 (懲罰動議の審査) 第161条 懲罰については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。
--	--

<u>規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。</u> <u>2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例第15条の2の規定の例による。</u> <u>第8章 議員の派遣</u> (議員の派遣) <u>第167条 略</u> <u>2 略</u> <u>第9章 補則</u> (電子情報処理組織による通知等) <u>第168条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u> <u>2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</u> <u>3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に</u>	<u>第7章 議員の派遣</u> (議員の派遣) <u>第166条 略</u> <u>2 略</u> <u>第8章 補則</u>
---	---

関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第67条、第87条、第140条第1項及び第141条第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合と

して議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第169条 この規則の規定（第28条第1項（第75条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

（会議規則の疑義に対する措置）

第170条 略

別表（第166条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議会の運営及び市政の重要事項に関し協議又は調整を行うため	全議員	議長
代表者会議	会派間の意見調整その他議会運営上必要と認める事項に関し協議又は調	議長、副議長及び各会派の代表者	

（会議規則の疑義に対する措置）

第167条 略

	<u>整を行う</u> <u>ため</u>			
--	--------------------------	--	--	--